

令和 6 年 7 月 4 日  
新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料  
総合政策部区政情報課

## 令和 5 年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について

個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項では、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定され、個人情報保護委員会が示す「個人情報保護法についての事務対応ガイド」において、保有個人情報の適切な管理を検証するため、監査を行うこととされている。

この度、下記のとおり、保有個人情報の管理の状況に係る監査を実施したため、その概要を報告する。

### 記

#### 1 監査の流れ

別紙 1 のとおり

#### 2 監査対象

各課が回答した保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートの結果を踏まえ、消費生活就労支援課、高齢者支援課、介護保険課、落合保健センター及び住宅課の 5 課を監査の対象とした。

※点検チェックシートでは、人的安全管理措置（教育など）、物理的安全管理措置（媒体の管理や廃棄など）、技術的安全管理措置（アクセス制御など）、外的環境の把握（外国での取扱いなど）について点検を実施。

#### 3 指摘事項に対する改善状況

別紙 2 のとおり

#### 4 全庁向け周知

監査対象課における監査結果や改善内容を踏まえ、適切な個人情報の取扱いの徹底について、別紙 3 のとおり、全庁あて通知を実施した。

#### 5 今年度の取組について

令和 5 年度と同様に、保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートを各課等に回答させ、その結果を踏まえ、監査対象を決定する。



## 保有個人情報の管理の状況に係る監査における指摘事項に対する改善状況

No.	監査対象課	指摘事項	改善状況	改善内容
1	消費生活就労支援課	無し	—	—
2	高齢者支援課	<p>ア 「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、各種記録票（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）の様式を定め、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」では、「保護管理者は、各種記録票を常に最新の<u>状態にするよう努める</u>」旨、定められている。</p> <p>しかしながら、監査対象課では、最新の様式に更新されておらず、旧様式での保存・管理が行われていた。</p> <p>イ 監査対象課においては、個人情報の紛失事故があった。個人情報事故対応マニュアルでは、「事故の原因課の保護管理者は、事故の発生を認識した場合、<u>直ちに（遅くとも30分以内）に区政情報課長へ口頭で報告する</u>」旨、定められている。</p> <p>しかしながら、紛失物の捜索を優先し、区政情報課長への報告は、事故の発生を認識した日の翌日に行われた。</p>	改善した	<p>ア 「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」に定められた各種記録票の様式について、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」に基づき、帳票を最新の様式に更新した。</p> <p>イ 令和6年1月22日及び23日に、課内全職員を対象として情報公開・個人情報保護制度の適切な運営に係る研修を実施し、個人情報の適切な管理及び利用と紛失事故防止について、改めて厳重に注意喚起を行った。また、今後において万一、個人情報の紛失事故が生じた場合は「個人情報事故対応マニュアル」に基づき、認識した時点で直ちに、保護管理者である課長（不在の際は係長）から区政情報課長へ口頭報告を行うよう徹底する。</p> <p>その他、令和6年2月14日に、課内全職員に監査結果を周知し、保有個人情報について適切な管理及び利用を行うよう徹底した。</p>
3	介護保険課	<p>「区におけるUSBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」では、「外部記録媒体を課の外に持ち出す場合は、利用者は、外部記録媒体持出し等記録簿に記入し、課長の承認を受ける。また、<u>外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合も、課長の承認を受ける</u>」旨、定められている。</p> <p>しかしながら、監査対象課では、外部記録媒体を課の外に持ち出す場合は、課長の承認を受けていたが、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合は、担当者が確認しており、課長の承認を受けていなかった。</p>	改善した	令和6年2月14日の係長会で外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合にも、課長の承認を受ける必要があることを共有した。また、介護保険課資格係USBメモリ等の外部記録媒体持出し等記録簿を変更し、令和6年2月15日から使用することとした。

No.	監査対象課	指摘事項	改善状況	改善内容
4	落合保健センター	<p>「区におけるUSBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」では、「外部記録媒体の利用者は、外部記録媒体を利用するときは、所在管理のため、各課に備えた外部記録媒体利用管理簿に、利用開始日付、利用者氏名、外部記録媒体管理番号、利用目的、記録内容等の利用履歴を記入し、<u>外部記録媒体を管理する者(※)の確認を受ける</u>。また、外部記録媒体の利用を終了したときも、<u>外部記録媒体を管理する者に確認を受ける</u>」旨、定められている。</p> <p>しかしながら、監査対象課では、外部記録媒体を利用するとき及び終了したときの確認を担当の職員間で行っており、外部記録媒体を管理する者の確認を受けていなかった。</p> <p>※庶務担当係長や各係長など各課で定める。</p>	改善した	<p>「区におけるUSBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」に定める、外部記録媒体利用管理簿への必要事項の記載について、利用開始時及び終了時に管理する者の確認を受けることに関し、職員間での確認で足りるものと、認識の誤りがあった。</p> <p>今回の指摘を受け、監査当日から「管理する者」である業務係長が確認するよう取扱いを改め、外部記録媒体利用管理簿の様式を修正した。</p> <p>また、今回の指摘を健康部として厳粛に受け止め、部経営会議において管理職を通じ、全職員へ取扱いの周知徹底を図った。</p>
5	住宅課	<p>「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、各種記録票（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）の様式を定め、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」では、「保護管理者は、各種記録票を<u>常に最新の状態にするよう努める</u>」旨、定められている。</p> <p>しかしながら、監査対象課では、最新の様式に更新されておらず、旧様式での保存・管理が行われていた。</p>	改善した	各種記録票（個人情報業務登録票、個人情報業務の文書目録、個人情報業務登録一覧、業務委託記録票、外部結合記録票）の様式を最新の様式に更新した。

各保護管理者

総括保護管理者  
寺田 好孝  
(公印省略)

## 保有個人情報の管理の状況に係る監査の実施結果を踏まえた 保有個人情報の適切な管理の徹底について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、令和 5 年 11 月から令和 6 年 1 月にかけて、保有個人情報の管理の状況に係る監査を実施しました。

については、下記のとおり、当該監査の指摘事項を共有いたします。

各保護管理者におかれましては、指摘事項を確認の上、改めて個人情報保護制度に関する各規程に定められている安全管理措置について点検するとともに、必要な措置を確実に講じるようお願いします。

記

### **1 監査の指摘事項**

別紙のとおり

### **2 個人情報保護制度の各規程について**

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」や「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」など、個人情報保護制度に関する各規程の保存先は[こちら](#)です。

職員へ周知の上、各規程に沿った保有個人情報の適切な管理を徹底されますようお願いいたします。

### **3 問合せ先**

区政情報課広報係情報公開担当 菅沼・藤田・堀 内線 2112・2114

## 監査の指摘事項及び各種規程について

## 1 各種記録票の作成

指摘事項	各種記録票（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）を最新の様式に更新していなかった。
参照すべき規程	<a href="#">最新の各種記録票様式（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）</a> <a href="#">「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」</a>

## 2 外部記録媒体の管理体制

指摘事項	USBメモリ等の外部記録媒体を利用するとき、又は外部から持ち帰ったときにおける確認・承認方法に不備（USBメモリ等の外部記録媒体を利用するとき、係長等の確認を受けていなかった。外部から持ち帰ったときに、所属長（課長）の確認を受けていなかった。）があった。
参照すべき規程	<a href="#">「区におけるUSBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」</a>

## 3 漏えい時等の対応体制

指摘事項	個人情報事故の発生を認識した場合に、直ちに（遅くとも30分以内）に区政情報課長へ報告していなかった。
参照すべき規程	<a href="#">「個人情報事故対応マニュアル」</a>